

平成 27 年 3 月 9 日

各 位

住 所 神戸市東灘区向洋町西 5 丁目 9 番
会 社 名 株式会社トーホー
代 表 者 代表取締役社長 上野 裕一
(コード番号 8142)
(東証第 1 部、福証)
(問合せ先) 取締役専務 CSR 推進部長 中溝武夫
TEL (078) 845-2456

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 9 日開催の取締役会において、平成 27 年 4 月 15 日開催予定の第 62 回定時株主総会（以下、「本総会」という）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

※変更内容は別紙をご参照ください。

記

1. 変更の理由

- (1) 駐車場及び建物等を利用した発電及び売電事業を行うことにより、環境に配慮した事業活動を推進するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用した経費削減を図るため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。当社は単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることからこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
また、本総会にあわせて付議する株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、併合割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少させるものであります。
また、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 4 月 15 日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 4 月 15 日（予定） |

4. その他

本日付で別途「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の事業を営むこと、並びに下記の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること</p> <p>①～⑮ (省略) (新設)</p> | <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記の事業を営むこと、並びに下記の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること</p> <p>①～⑮ (現行通り) <u>⑯ 発電及び売電に関する事業</u></p> |
| <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億3,975万4,000株</u>とする。</p> | <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,795万800株</u>とする。</p> |
| <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> | <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>附則</u> <u>第6条及び第8条の変更は、平成27年8月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は平成27年8月1日をもって削除する。</u></p> |

以上